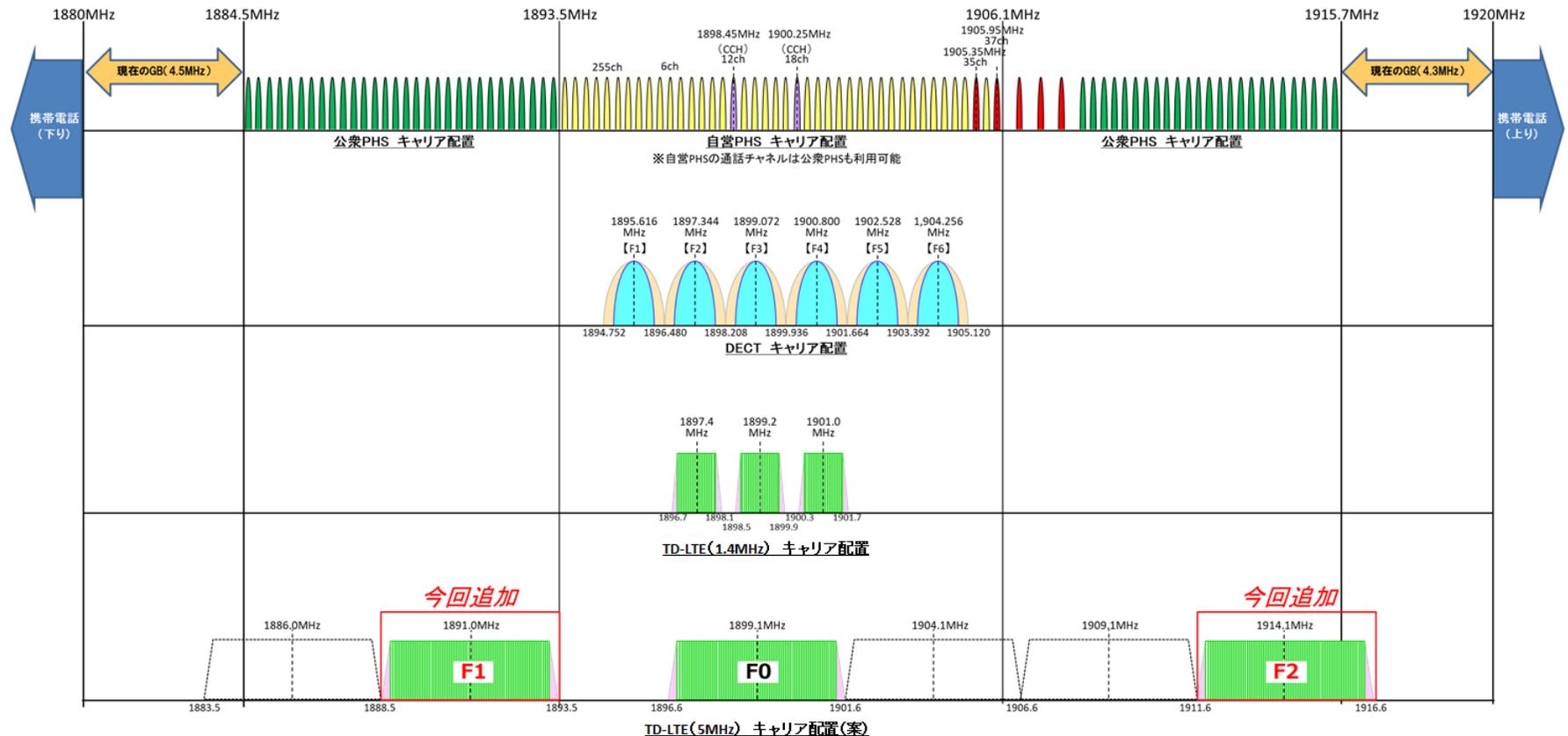


1.9GHz帯TD-LTE方式のデジタルコードレス電話の増波に伴う関係省令等の改正

■ 検討背景・概要

- 2017年に1.9GHz帯の免許不要のデジタルコードレス電話の無線局として、TD-LTE方式（5MHz幅システム又は1.4MHz幅システム）が制度化され、その後、広く普及している携帯電話端末を子機として使用可能な5MHz幅システムについて、商用サービス開始に向けた取り組みが加速化している。一方で、5MHz幅システムの周波数は1キャリアしかないことから、複数波運用による可用性の確保や多様なデータ通信への対応等のため、使用可能な周波数の拡張が求められている。
- TD-LTE方式のデジタルコードレス電話は、高い情報の安全性が求められる病院・交通機関・インフラ業などで使用されている自営PHS方式からの置き換えや、ローカル5Gのアンカー（制御用）としての活用も期待されており、更なる利便性の向上等を図るため、下図F1, F2の2波を追加する等の規定の整備を行った。



改正の概要

■ 主な改正点

1. 電波法施行規則

- 免許を要しない無線局の条件に、1.9GHz帯TD-LTE方式のデジタルコードレス電話の新たな周波数を追加【第6条第4項】
- 技術基準適合証明等の未取得機器を用いた実験等の特例制度の条件に、1.9GHz帯TD-LTE方式デジタルコードレス電話の無線設備の新たな周波数及びDECT方式のデジタルコードレス電話の無線設備の周波数を追加【第6条の2の4第3項】

2. 無線設備規則

- 1.9GHz帯TD-LTE方式のデジタルコードレス電話の無線設備の技術基準を追加【第9条の4第6項・第14条・第49条の8の2の3第1項・別表第2号・別表第3号】

- ・周波数の追加に伴う帯域外領域における不要発射の強度に関する規定等を追加
- ・無線局の高周波部と変調部を異なる筐体に分離した構成を許容するよう筐体要件を緩和
- ・自営PHSからの置き換え需要に応えられるよう、同一の構内での利用に加え、船舶、航空機及び列車も同一の構内と同等のエリアとして利用を可能とする

- 1.9GHz帯DECT方式のデジタルコードレス電話の子機間通信の要件の緩和【第49条の8の2の2第2項】